

個別論点

1. サービス体系

(1) サービス体系の在り方

現状①

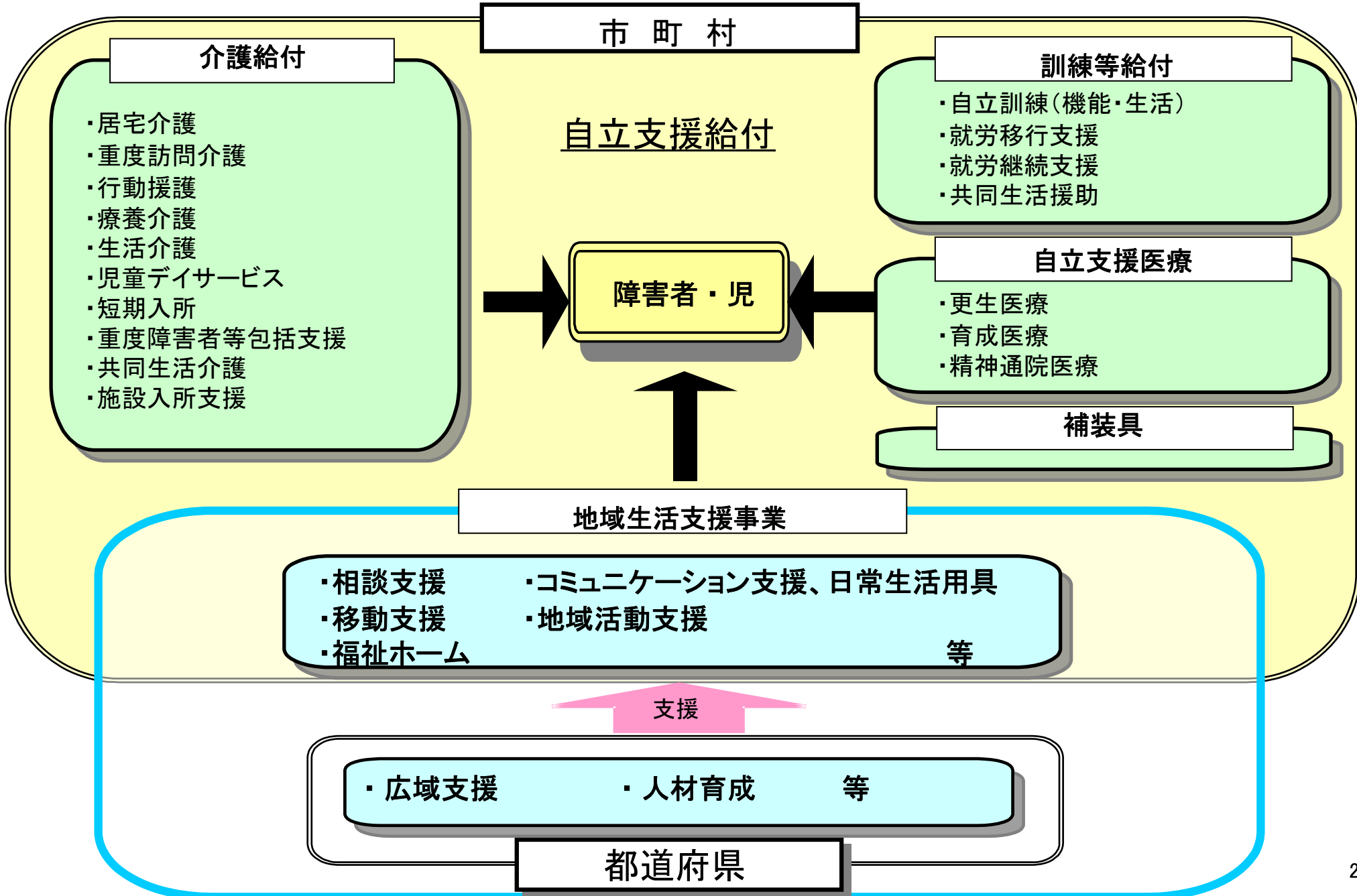
○ 障害者自立支援法では、これまでのサービス体系を次のとおり見直し。

1. 身体、知的、精神の障害種別により異なっていたサービス内容について3障害を一元化。また、実施主体も市町村に一元化し、市町村を中心とする一元的なサービス提供体制を確立。
2. 障害種別ごとに複雑に分かれていた施設・事業体系(33種類)を「機能」に注目し、
 - ① 「介護給付(介護に係る個別給付)」、
 - ② 「訓練等給付(障害者の適性に応じた訓練を行う個別給付)」、
 - ③ 「地域生活支援事業(地域の特性に応じ、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業)」等に再編。施設サービスが果たす機能を「日中活動の場」と「住まいの場」に分けたり、「就労支援」事業を新設したりするなど、障害者のニーズに応じた支援が行われるよう見直し。

※ なお、

- ① 支援費制度では、支援の必要度を判定する客観的基準がなく、地域格差が生じていたことから、障害者自立支援法では「介護給付」の利用について、全国一律の客観的尺度である「障害程度区分」の認定を必要としている。あわせて、障害程度区分に応じた報酬設定の仕組みを導入している。
- ② 「訓練等給付」については、支援の必要度についての客観的な尺度の設定が難しいことから、「障害程度区分」の認定ではなく、市町村の個別の判断により支給決定を行うこととしている。
- ③ 「地域生活支援事業」については、市町村が地域の実情に応じて事業を実施する。

(総合的な自立支援システムの構築)



現状②

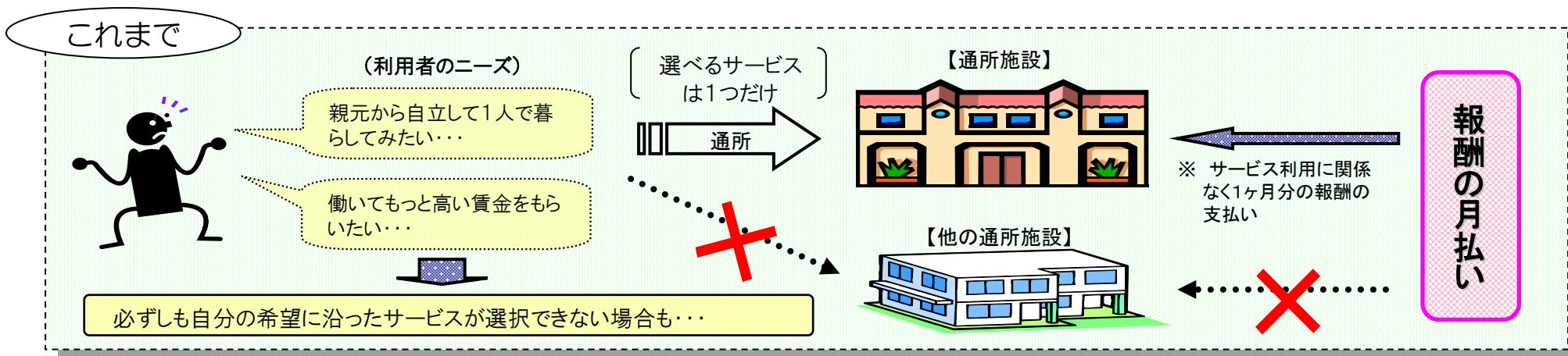
(日払い方式)

- 障害者自立支援法においては、利用者本位のサービス提供を行う観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせて利用することができるようにするため、サービスの利用実績に応じて事業者報酬を支払う「日払い」方式に改めたところ。

※ 支援費制度下においては、利用状況にかかわらず、一月当たり定額で当該施設に報酬が支払われる仕組みである、「月払い」方式が取られていた。

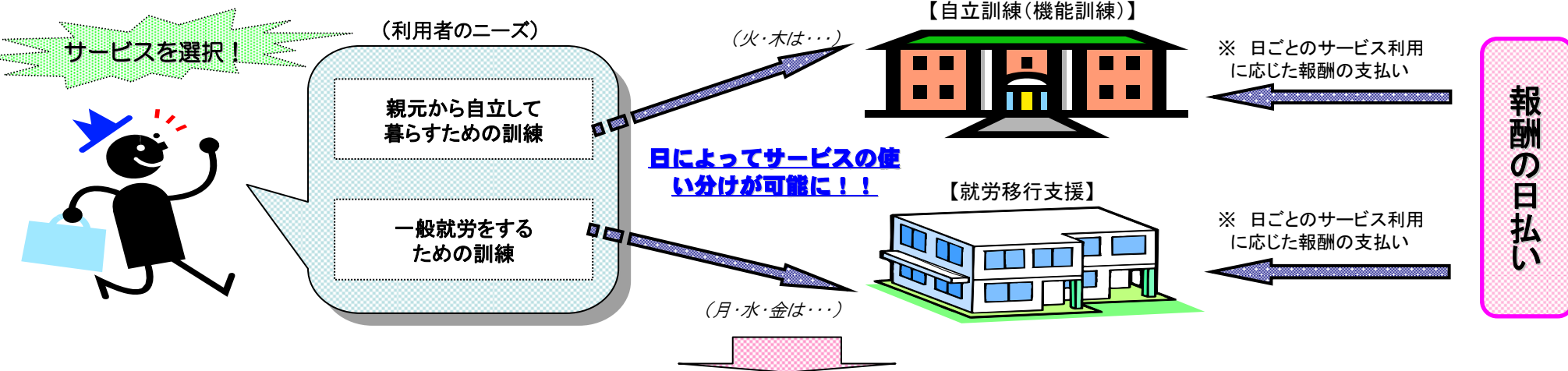
- 一方、「日払い」化に伴い、
 - ① 報酬単価の設定に当たり、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮するとともに、
 - ② 平成18年度から3年間の特別対策の基金事業において従前報酬の9割を保障することとし、
 - ③ また、平成20年4月からの緊急措置において、通所サービスの報酬単価を設定(単価を4.6%引き上げ)することにより、激変緩和及び事業者の経営基盤の強化を図っているところ。

報酬の日払い方式の考え方



障害者自立支援法

利用者の方々のニーズに応じて、色々なサービスを組み合わせる利用することが可能に。



- 事業者は、利用者から選ばれる対象となり、利用者本意のサービスが促進される。
- 事業者にとっても、質の高いサービスを提供し、利用者を増やせば、その努力に応じた報酬が支払われることとなる。

現状③

(日中と夜間)

○ 現行制度においては、利用者が自ら多様な日中活動のサービスを選択することができるよう、報酬の算定において、一日を「昼」と「夜」に分離し、それぞれのサービスの提供実績に応じて報酬を支払うこととした。

※ 支援費制度においては、施設入所者に対しては、一日中、同一施設がサービスを提供することを想定し、昼・夜を通じた一日のサービス提供を評価した報酬となっていた。

このため、施設入所者が昼に外部のサービスを利用することは制度上困難であった。

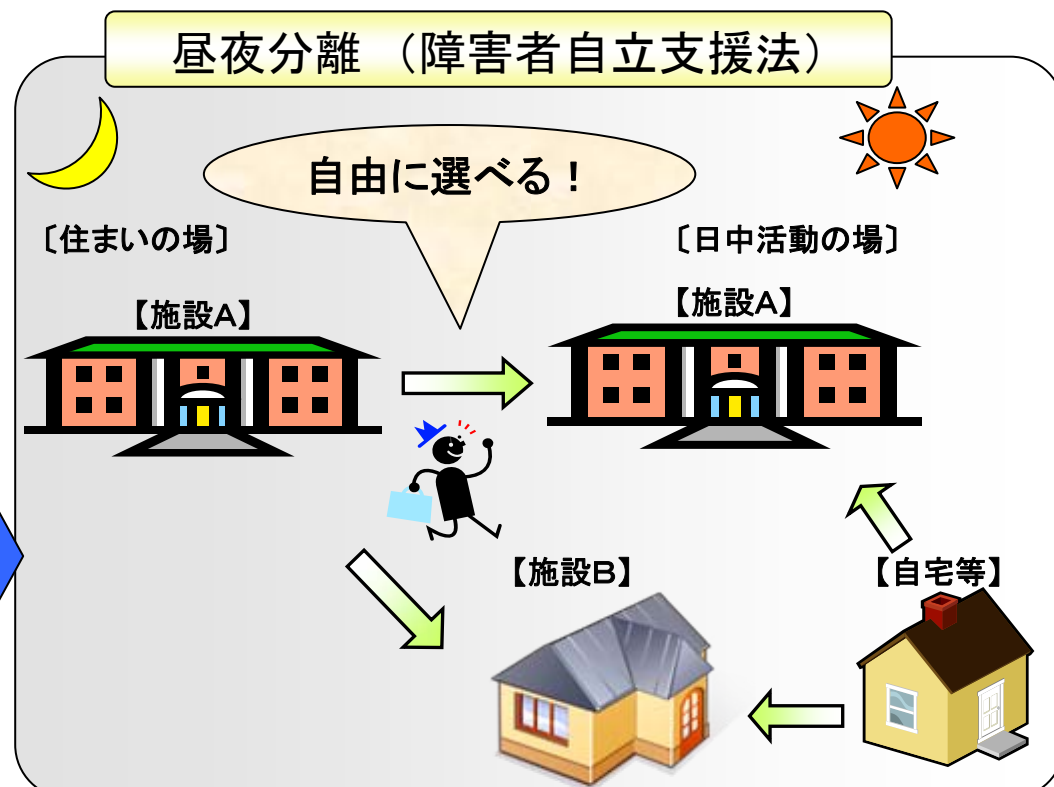
○ また、現行制度においては、施設入所者以外の者が当該施設において日中活動サービスを利用することが可能となっている。

昼夜分離の考え方

一日単位（支援費制度）



昼夜分離（障害者自立支援法）



◆利用者の日中活動サービスの利用が制限される。

〈利用者〉

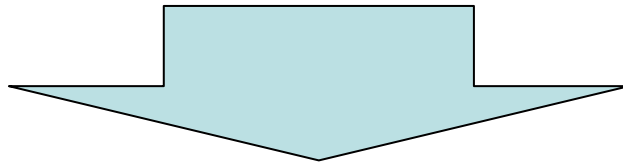
- ◆利用者が日によって日中活動の場を自由に選択できる。
- ◆施設入所者以外の者も日中活動サービスを利用することができる。
- ◆利用者が施設以外の日中活動サービスを使用できることにより、円滑な地域移行に資する。

〈事業者〉

- ◆よりよいサービスを提供することによって、より利用者を増やすことができる。

- 事業者の安定的な経営を可能とするべく、「月払い」に戻すべきという意見がある。
 - ◆ 「日払い」の場合、利用者の欠席が多い場合に、事業の安定的な運営が難しくなる。
利用者が欠席しているときにも、利用者の状況の確認等の業務を行っている場合がある。

- 他方で、「月払い」に戻せば、利用者の個別のニーズに応じた、サービスの選択が困難になる。
 - ◆ 仮に、利用者による複数事業者の選択を維持しつつ「月払い」に戻すとすれば、複数の事業所にそれぞれ1ヶ月分の報酬を支給せざるを得ず、サービスの利用量に関係なく給付費が増大し、また、これに伴い利用者による負担額も増大することとなる。
人件費分のみを「月払い」に戻す場合にも、同様の問題が生じることとなる。



【論点(案)】

(サービス体系の在り方)

利用者がサービスを選択し、多様なサービスを組み合わせて利用することができるよう、「日払い方式」や、「日中と夜間」に分けたサービス体系としていくことについて、どのように考えるか。

利用者本位の観点から「日払い方式」等のサービス体系は維持しつつ、サービス事業者の安定的な運営が可能となるよう、報酬改定等において必要な措置を講じていくべきではないか。

(2) 標準利用期間

現状

- 自立訓練、就労移行支援については、生活面での自立もしくは一般就労への移行など、明確な目的意識を持って一定期間で効果的・効率的に訓練を行うため、標準利用期間を設定している。

【標準利用期間】 法令上定められているサービスの利用期間

- ① 自立訓練（機能訓練） 1年6か月間
- ② 自立訓練（生活訓練） 2年間（長期入院又は入所していた者については、3年間）
- ③ 就労移行支援 2年間

（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）

- なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能としている。（原則1回）。

※ 利用者（サービス利用開始から1年以上の者に限る）の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、利用者全員の報酬額を5%減算することとしている。